

上越教育大学オープンアクセス方針 解説

令和元年 12 月 11 日 学術情報課

上越教育大学オープンアクセス方針（令和元年 12 月 11 日制定）（以下「OA 方針」という。）の実施に必要な事項を解説します。

（趣旨）

1 上越教育大学（以下「本学」という。）は、本学の教育・研究活動により生み出された成果を電子的手段を用いて広く学内外に無償で公開する^①ことにより、学術研究の発展に資すること及びその成果を社会に還元することを目的として、オープンアクセス^②に関する方針を以下のように定める。

- ① OA 方針は、大学憲章で掲げた「地域の優れた教育環境を活かし、国内はもとよりアジア、世界に向けて教育研究成果を発信」することを目指します。
- ② オープンアクセスとは、学術論文等がインターネット上で公開され、無料で利用可能になっている状態です。

（研究成果の公開）

2 本学教員^③は、商業出版社、学協会又は本学が発行する学術雑誌に掲載された論文及びその付随データ等の研究成果^④（以下「論文等」という。）について、本学が上越教育大学リポジトリ^⑤（以下「リポジトリ」という。）において公開することに同意する。ただし、論文等の著作権は本学には移転しない。

（適用の除外）

- 3 以下に該当する場合は、リポジトリによる論文等の公開は行わない。
- (1) 商業出版社、学協会等に著作権が譲渡された論文等で、著作権者がリポジトリによる公開を許容しない場合^⑥
 - (2) 本学教員が事前（論文等の原稿が学術雑誌の発行元に受理されてから掲載されるまでの間）にリポジトリによる公開が不適切であると申し出た場合^⑦

（リポジトリへの登録）

4 本学は、出版された論文等について、リポジトリ登録が許容される適切な版^⑧を入手し、リポジトリへ登録する。リポジトリへの登録、公開等に関する事項は、「上越教育大学リポジトリ運用方針^⑨」に基づき取り扱う。

5 本学教員は、前項のリポジトリ登録に必要となる作業・手続等に可能な限り協力する^⑩ものとする。

- ③ 本学教員とは教授会構成員の「学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手」です。
- ④ 公開の対象は「論文及び付随データ」です。図書等は対象外です。なお、付随データとは、論文と一緒に公表した、いわゆるサプリメンタルデータ等のことです。
- ⑤ 本学リポジトリへの登録は事務担当者が行います。
- ⑥ 商業出版社、学協会等に著作権が譲渡された論文等で、著作権者がリポジトリによる公開を許容しない場合は登録しません。別紙1の流れ図をご覧ください。
- ⑦ 本学リポジトリでの公開が不適切であると教員が判断した場合は、原稿が学会等に受理されてから雑誌に掲載されるまでの間に、事務担当者にメールや書面で連絡してください。

<想定される理由>

- 論文を構成する部分（文章の一部、写真、図表等）の著作権、肖像権、プライバシー情報等について、他に権利者があり、限定的な使用許諾（「紙媒体雑誌での発表のみ可」等）しか得られていない。
- 本学以外の共著者の同意が得られなかった。
- 本にしたいので、公開は控えない。
- その他

なお、公開後に取り下げたい場合は、上越教育大学リポジトリ運用方針第7項（教育・研究成果の削除）に基づき取り扱いますので、事務担当者へご相談下さい。

- ⑧ 学会等がレイアウトした「出版社版・発行版」と、著者が学会等に提出した「著者版」があります。別紙1の流れ図をご覧ください。
- ⑨ 別紙2をご参照ください。
- ⑩ 担当者より「著者版」等の提供や共著者の意向確認等についてご相談差し上げる場合がありますので、可能な限りご協力下さい。

（その他）

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、学術研究委員会が別に定める。

附 記

- 1 この方針は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この方針実施前に出版された論文等には、この方針は適用しない^⑪。

- ⑪ OA 方針実施前に投稿した論文等で、出版が令和2年4月1日以降の場合も、適用されます。不適切であると教員が判断した場合は、事務担当者にメールや書面で連絡してください。

【OA 方針の実施及び本解説についての問い合わせ】

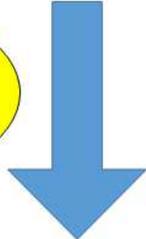
上越教育大学学術情報課リポジトリ担当 repo@juen.ac.jp

▶ researchmap



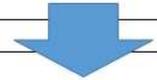
リポジトリ担当者は、定期的に Researchmap や各種論文データベースなどにより、本学教員が学術雑誌に発表した論文を調査します。

執筆した論文がリポジトリでの公開に適さない場合、適用除外としますので、あらかじめご連絡ください。(7)



見つかった論文について、リポジトリで公開してよいかどうか、出版社・学会等の意向・方針を確認します。

まず公表されている投稿規程・執筆要領等を調査



わからなければ直接問い合わせ



ケース 1
雑誌に掲載された論文をそのままスキャンしてリポジトリに登録してよい場合

ケース 2
雑誌のオンライン版のPDF等の論文ファイルをそのまま複製してリポジトリに登録してよい場合

ケース 3
条件つきで許諾される場合

出版社、学会によってさまざまな条件のもとにリポジトリ登録を認めている場合があります。代表的な例としては例えば次のようなもの（の組み合わせ）があります。

掲載誌の発行の24か月後からOK

著者本人による書面での申請が必要です

リポジトリへの登録には、雑誌をスキャンするのではなく、著者の原稿ファイル（Word等）を用いること (8)

ページあたり、15,000円の転載料をお支払いください

ケース 4
リポジトリへの登録が一切認められない場合 (6)

担当者が適切なファイル入手・ダウンロードし、リポジトリに登録します。(8)



左記例示のような条件のほか、出版社・学会の意向・方針に従い、リポジトリへの登録を行います。

著者本人のご協力が必要となる場合、担当者からご連絡しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。(10)



このような場合はリポジトリへの登録を行いません。

上越教育大学リポジトリ運用方針

平成19年12月21日

学術研究委員会

改正 平成22年2月18日

学術研究委員会

改正 平成25年8月6日

学術研究委員会

(趣旨)

- 1 上越教育大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、上越教育大学（以下「本学」という。）において作成された教育・研究成果を収集、保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(登録者)

- 2 リポジトリに教育・研究成果を登録することができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本学の役員・職員及び学生（過去の在籍者を含む）
 - (2) その他上越教育大学学術研究委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に認めた者

(登録対象)

- 3 リポジトリに登録する教育・研究成果は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 本学の役員・職員及び学生（過去の在籍者を含む）が作成もしくは、作成に関わったもの
 - (2) 法令上・社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないもの
 - (3) 資料の種別として以下のいずれかに該当するもの
 - ① 商業出版社もしくは、学協会が発行する学術雑誌（電子ジャーナルを含む）に掲載されたことのあるもの
 - ② 学内刊行の学術雑誌に掲載されたことのあるもの
 - ③ 教育実践において作成したもの
 - ④ 調査・研究の報告のために作成したもの
 - ⑤ 本学所蔵の学術情報資料
 - ⑥ その他委員長が特に認めたもの

(教育・研究成果の取扱)

- 4 上越教育大学学術研究委員会（以下「委員会」という。）は、リポジトリに登録する教育・研究成果を所定の手続きを経て、次の各号に掲げるとおり取扱うものとする。
- (1) 教育・研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに保存する。
 - (2) 前号の複製物をネットワークを通じて無償で公開する。
 - (3) 保存・公開のため必要に応じて媒体変換等を行う。

(遵守事項)

- 5 委員会は、リポジトリに登録された教育・研究成果の取扱いについては、次の各号に掲げる事項を遵守する。
- (1) 前項に定める取扱いに限る。
 - (2) 利用者に対して、著作権法を遵守し同法に定める目的と範囲内で利用するよう周知する。

(著作権)

- 6 リポジトリに登録された教育・研究成果の著作権は、著作権者から移転しない。

(教育・研究成果の削除)

- 7 委員会は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合に、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除することができる。
- (1) 著者から削除の申請があった場合
 - (2) 委員会がリポジトリに登録された教育・研究成果が社会的にみて著しく不適切であると判断した場合

(その他)

- 8 この方針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、委員会が定める。